

入札説明書

ロータリー除雪車（2.6m、220kw、（300ps））の交換に係る制限付き一般競争入札の公告（令和7年6月3日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 発注者

青森県道路公社理事長

2 一般競争入札に付する事項

次の（１）と（２）に掲げる物品の交換

（１）青森県道路公社が交換に供する物品（以下「下取物品」という。）

ア 名称及び数量 ロータリー除雪車（2.6m、220kw、（300ps）） 1台

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

（２）青森県道路公社が交換により取得する物品（以下「取得物品」という。）

ア 名称及び数量 ロータリー除雪車（2.6m、220kw、（300ps）） 1台

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

（３）納入期限 令和8年3月31日

（４）納入場所 青森市大字滝沢地内（みちのく有料道路管理事務所）

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-0801

青森県青森市新町二丁目4番1号青森県共同ビル8階

青森県道路公社 総務部総務担当

TEL 017-777-7331

FAX 017-773-4965

4 技術的事項に関する問合せ先

〒030-0801

青森県青森市新町二丁目4番1号青森県共同ビル8階

青森県道路公社 道路部工務・電気施設担当

TEL 017-777-7331

FAX 017-773-4965

5 入札・開札の日時及び場所

（１）日時 令和7年6月24日 14時00分

（２）場所 青森県青森市新町二丁目4番1号青森県共同ビル8階

青森県道路公社 会議室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 令和2年5月18日青森県告示第412号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和3年2月10日青森県告示第82号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和4年2月14日青森県告示第63号（物品の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- (3) 東北管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (5) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (6) 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。
- (7) 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））2部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県道路公社総務担当に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、関係書類のうち、イからカまでについては、各書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部

イ 納入実績証明書（別紙様式2） 2部

- ① 取得物品（ロータリー除雪車）と同一の種類の物品について、過去5年間の間に納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

- ② 取得物品の写真又はカタログ等

ウ メーカー及び工場に関する調書（別紙様式3） 2部

製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ 製作仕様書 2部

- ① 取得物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

② 取得物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

（８） メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ 工程表 ２部

設計・製作（主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。）の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

（２） 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和７年６月１３日１２時までに青森県道路公社総務担当に提出しなければならない。（１）の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

（１）の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

（３） 申請書の提出場所

〒０３０－０８０１

青森県青森市新町二丁目４番１号青森県共同ビル８階

青森県道路公社 総務部総務担当

TEL ０１７－７７７－７３３１

FAX ０１７－７７３－４９６５

９ 落札対象

取得物品に要求する性能等が満たされていると判断された８の（１）エ及びオの製作仕様書及び工程表に基づく入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

（１） 入札価格

入札価格は、取得物品と下取物品の交換差金とする。

（２） 入札書（別紙様式５）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

ウ 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険及び自動車リサイクル料金の取扱いは、別途とする。

11 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式6）を入開札前までに青森県道路公社総務担当に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「令和7年6月24日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県道路公社総務部長あてに「親展」により令和7年6月23日午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファックス、Eメールによる入札は、認めないものとする。

12 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

13 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定による。

15 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者及び入札を辞退した者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付き落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

- (4) 3回目の入札に付し、落札者がいないときは、最低価格の入札者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書(案) 別紙のとおり

20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、20の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)記載のとおりとする。

物 品 交 換 契 約 書

青森市新町二丁目4番1号

発注者 青森県道路公社

受注者

上記当事者間において、物品の交換のため、次のとおり（ただし、第2条（）及び第11条（）を除く。）契約を締結した。

(交換する物品の内容)

第1条発注者と受注者は、それぞれの所有する次に掲げる物品を交換することを約した。

(1) 発注者が交換に供する物品（以下「下取物品」という。）の名称、型式、規格、数量、金額等は、次のとおりとする。

ア 名 称 ロータリー除雪車 (2.6m、220kw、(300ps))

イ 型 式 別紙仕様書のとおり

ウ 規 格 別紙仕様書のとおり

工 数 量 1 台

才 金 額 ￥.

(うち消費税及び地方消費税の額¥.)

なお、下取物品ごとの名称、数量及び金額は別紙内訳書のとおりとする。

カ その他 登録は、引渡し後、受注者が速やかに抹消するものとする。

(2) 受注者が交換に供する物品（以下「取得物品」という。）の名称、型式、規格、数量、金額、付属品等は、次のとおりとする。

ア 名 称 ロータリー除雪車 (2.6m、220kw、(300ps))

イ 型 式 別紙仕様書のとおり

ウ 規 格 別紙仕様書のとおり

工 数 量 1 台

才 金 額 ¥.

(うち消費税及び地方消費税の額¥.)

カ 付属品等 別紙仕様書のとおり

2 発注者は、交換差金として、金 円を受注者に支払うものとする。

(契約保証金)

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(取得物品の納入期限等)

第3条 取得物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限令和8年3月31日

(2) 納入場所別紙仕様書のとおり

2 受注者は、取得物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに取得物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

4 発注者は、第1項所定の期日までに下取物品を引き渡すものとする。この場合において、発注者が必要と認めるときは、前段の規定にかかわらず次条第1項に規定する取得物品の引渡と同時に、当該下取物品の引渡しを行うことができるものとする。なお、仕様書においてこれと異なる定めをした場合は、この項の規定にかかわらず、当該仕様書の定めに従うものとする。

(取得物品の検査等)

第4条 発注者は、取得物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに取得物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために取得物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、取得物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 所有権は、取得物品にあっては前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時に、下取物品にあっては第3条第4項の引渡しを完了した時に、それぞれ互いに相手方に移転するものとする。

(交換差金の支払)

第6条 受注者は、受注者の取得物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に交換差金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に交換差金を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただしあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(遅延利息)

第8条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに取得物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、交換差金（既納部分に係るものを除く。）の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又

はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、交換差金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第9条受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償（以下「履行の追完等又は損害賠償」という。）の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の納入期限までに取得物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
- (2) 第7条の規定に違反して、交換差金債権を譲渡したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に交換差金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第1項の納入期限までに取得物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第11条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第11条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、交換差金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第14条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県道路公社
理事長 岡前 憲 秀

受注者